

令和5年12月25日 第178号

一発 行一 五 所 川 原 市

Ⅲ 35-2111番代



問い合わせ:民生部 国保年金課

- ●産前産後減免に関すること 35-2111(内線 2348 · 2349)
- ●妊産婦 10 割給付に関すること 35-2111(内線 2358)



産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が 免除されます。

対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以降に出産した人の出産(死産・流産・人工妊娠中絶含む)をいい ます。

対象期間

出産予定日(出産日)の前後4ヶ月

多胎妊娠の場合は、出産予定日(出産日)の前後6ヶ月

※令和6年1月から制度開始の為、令和5年11月~令和6年1月出産の方は対象期間が短縮されます。

出産される方の対象期間分の均等割・所得割

申請受付期間《

令和6年1月から受付開始 出産予定日の6ヶ月前から申請できます。

必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書(産前・産後)
- ・母子健康手帳などの出産予定日が分かるもの(出産前に申請する場合のみ)
- ・マイナンバー(個人番号)が確認できるもの

『妊産婦 10割給付証明書』を交付します

国民健康保険に加入している妊産婦の方



「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、 医療費 (妊婦健診を除く保険診療分 (外来のみ)) が無料となります。



妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで



国保年金課、金木総合支所総合窓口係、市浦総合支所総合窓口係へ申 し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の 手続終了後に交付されます。

例 妊娠の届出が令和5年10月20日、出産予定日が令和6年5月15日の方の場合 令和5年10月20日から令和6年6月30日までの間、医療費の助成(妊婦健診を除く保険診療

分(外来のみ))を行います。(ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が 変更となります。)

ジェネリック医薬品希望シールを利用しましょう!

ジェネリック医薬品を希望する方に「ジェネリック医薬品希望シール」を無料で配布してい ます。ご希望の方は市役所国保年金課⑮・⑯番窓口、金木総合支所総合窓口係、市浦総合支所 総合窓口係へおこしください。

同じ成分・同じ効き目で安い薬です

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の 特許が切れたあとに製造販売される薬のことで、厚生労働省により新薬と有効成分、 用法・用量、効能及び効果が同等と認められた薬です。

医療費にも家計にもやさしい

特許切れの新薬を元に作られ開発コストが少ない分、低価格になっています。 医療費の節減のため、また、患者さんの薬代負担軽減のためにもジェネリック 医薬品の利用にご協力をお願いします。

ご不明な点は 医師・薬剤師に

ご相談ください

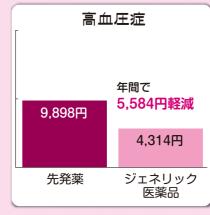
留意していきだきたいとと

- ●すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
- ●医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります。 (自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料が含まれるため。)
- ●医療機関や薬局によっては、取扱っていないジェネリック医薬品もあります。
- ●病状や治療内容によって、薬を変更しないことが望ましい場合もあります。
- ★切り替えの際は、医師や薬剤師にご相談ください。

新薬とジェネリック医薬品の負担額比較

▼例) それぞれ代表的な薬1種類を1年間(1日1錠)服用したと仮定。 ※薬代のみの比較で、技術料などは含まない。3割負担の場合。







【日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会HPより引用】※令和5年4月現在

医療機関・薬局の受診等にあたって ご留意いただきたい点について

ごしょりん からの お願いです

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、 緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、 そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。

必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、最終的に保険 税や窓口負担として皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、医 療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。



救急医療機関のご利用について・・・

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。



小児救急電話相談について・・・

夜間・休日にお子さん(概ね15歳未満の子ども)の急な病気等で心配になったら、まず、「小児救急電話相談(局番なしの「#8000」、ダイヤル回線の電話からは「017-722-1152」)」の利用を考えましょう。小児科医師の支援を受けながら看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。



平 日: 18時から翌朝8時まで 土 曜: 13時から翌朝8時まで

日曜祝日 : 8時から翌朝8時まで(24時間)



※お盆の8月13日と年末年始の12月29日~1月3日までの期間は、 日曜祝日と同じ対応になります。

かかりつけ医を持ちましょう・・・

気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に 悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがある ときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。



薬のもらいすぎに注意しましょう・・・

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。



薬の飲み合わせに注意しましょう・・・

薬の飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝えましょう。

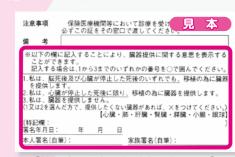


被保険者証に 「臓器提供に関する意思表示欄」 が設けられています」

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方

被保険者証の裏面には、「臓器提供に関する意思表示 (提供する・提供しない)」欄を設けていますので、お手 元に被保険者証が届いたらご記入ください。

また、臓器提供に関する意思表示に関し他人に知られたくない場合に使用する目隠しシールを被保険者証郵送時に同封しますが、別に必要な方は国保年金課4・6・6番窓口、各総合支所総合窓口係までお越しください。



[被保険者証裏面をご確認ください]

●臓器移植に関するご質問・お問い合わせ先

(社) 日本臓器移植ネットワーク (フリーダイヤル: 0120-78-1069)

3 国民健康保険医療費通知 (医療費のお知らせ) について

医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診された世帯の世帯主様宛に送付しています。

医療費通知は、ご自身やご家族の医療費や健康に対する認識を深めていただくためにお送りするお知らせです。(世帯の中に受診者がいなければ送付されません。)

お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

【通知時期】

| 発 送 月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|-------|--------------|----------------|--------------|--------------|---------------|----------------|
| 診療年月 | 1月·2月 診療分 | 3月・4月 診 療 分 | 5月・6月 診療分 | 7月・8月 診療分 | 9月·10月 診療分 | 11月·12月 診療分 |



■ 医療費控除について

平成29年度分の確定申告から、医療費通知を添付することで「医療費控除の明細書」の記載の簡略化が可能になりました。

国民健康保険の医療費通知(令和5年11~12月診療分)については、**令和6年2月20日頃 に発送**を予定しています。

また、医療機関等からの請求が遅れることがあり、一部記載に含まれていない場合があります。

医療費通知に記載されていないものや実際に負担された額と異なる場合(公費負担医療、 療養費、出産一時金、高額療養費がある場合など)は、申告者ご自身が領収書等で確認して、 申告していただく必要がありますので、**医療費等の領収書は大切に保管**してください。

医療費通知の再交付はできませんので、確定申告にご使用される方は年間分の保管をお願いします。

※確定申告でご不明な点がありましたら、税務署へお問合せください。

問い合わせ:●国保年金課 35-2111 (内線2348~2350・2353・2358・2359)